

砂川地区保健衛生組合 公共施設等総合管理計画 (案)



令和 8 年 3 月
砂川地区保健衛生組合

目 次

第1章 計画策定の背景と目的

- 1. 背景と目的 1
- 2. 計画期間 1

第2章 公共施設等の現況及び人口の推移

- 1. 組合の共同処理する事務 2
- 2. 組合が管理運営する公共施設 2
- 3. 公共施設の現状 3
- 4. 人口の推移 5

第3章 公共施設・財源の状況と見通し

- 1. 公共施設の運用・更新見通し 7
- 2. 財源の状況と見通し 12

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的管理の基本的な考え方

- 1. 取組体制 15
- 2. 公共施設の現状と課題 15
- 3. 具体的な取り組み 15
- 4. 推進体制の整備 17
- 5. フォローアップの方針 17
- 6. 施設ごとの基本方針 18

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

砂川地区保健衛生組合（以下「組合」という）は、一般廃棄物の中間処理施設、火葬場施設の設置及び管理運営に関する事務を構成2市3町（砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町）が共同で処理するために組織する一部事務組合です。

国において、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されており、平成26年4月の総務省通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で各地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。

このことから、本組合でも平成28年度から令和7年度までの10カ年を計画期間とする「砂川地区保健衛生組合公共施設等総合管理計画」を作成しております。

この期間においても組合が管理する公共施設の老朽化が進み、維持管理に多額の費用を要する状況にあることや、人口減少等による組合構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、効率的かつ効果的な公共施設の整備・運営と長寿命化が引き続き必要であることから、公共施設の総合的な管理を継続的に推進するために新たに本計画を策定します。

2. 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、必要に応じ適宜見直しを図ります。

第2章 公共施設等の現況及び人口の推移

1. 組合の共同処理する事務

・組合の共同処理する事務

火葬及びごみ処理（一般廃棄物中間処理）

・構成市町

砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町

※火葬場施設の事務について奈井江町、浦臼町は令和3年4月1日から加入

2. 組合が管理運営する公共施設

本計画は、組合が管理運営する全ての公共施設を対象としています。

・組合が管理運営する公共施設

公共施設	施設数	施設の名称	完成年度	経過年数 (令和7年現在)
火葬場施設	1	吉野斎苑	平成7年	30年
ごみ処理 施設	1	砂川地区保健衛生組合 廃棄物処理施設 注1	平成15年	22年

注1：本名称が正式名称。以下「クリーンプラザくるくる」と表記

3. 公共施設の現状

① 火葬場施設



火葬場施設（吉野斎苑）	
完成年度	1995年（平成7年）
位置	砂川市北吉野町315番地1
敷地面積	11,749㎡
建築面積	870㎡
建設費	576,872千円
構造	鉄筋コンクリート造平屋建て（一部2階建）
炉数	火葬炉4基、汚物炉1基、動物炉1基
構成市町	砂川市、歌志内市、上砂川町、奈井江町、浦臼町
耐震化の状況	昭和56年の新耐震基準を満たしている。
老朽化の状況	雨漏りの発生等に対し部分的な修繕工事をその都度行ってきたが、築年30年を経過し長寿命化改善が必要である。
備考	待合室が和室しかなくユニバーサルデザインへの対応が不足している。照明器具が蛍光管や水銀灯を一部使用しており、LED化が必要である。

② ごみ処理施設



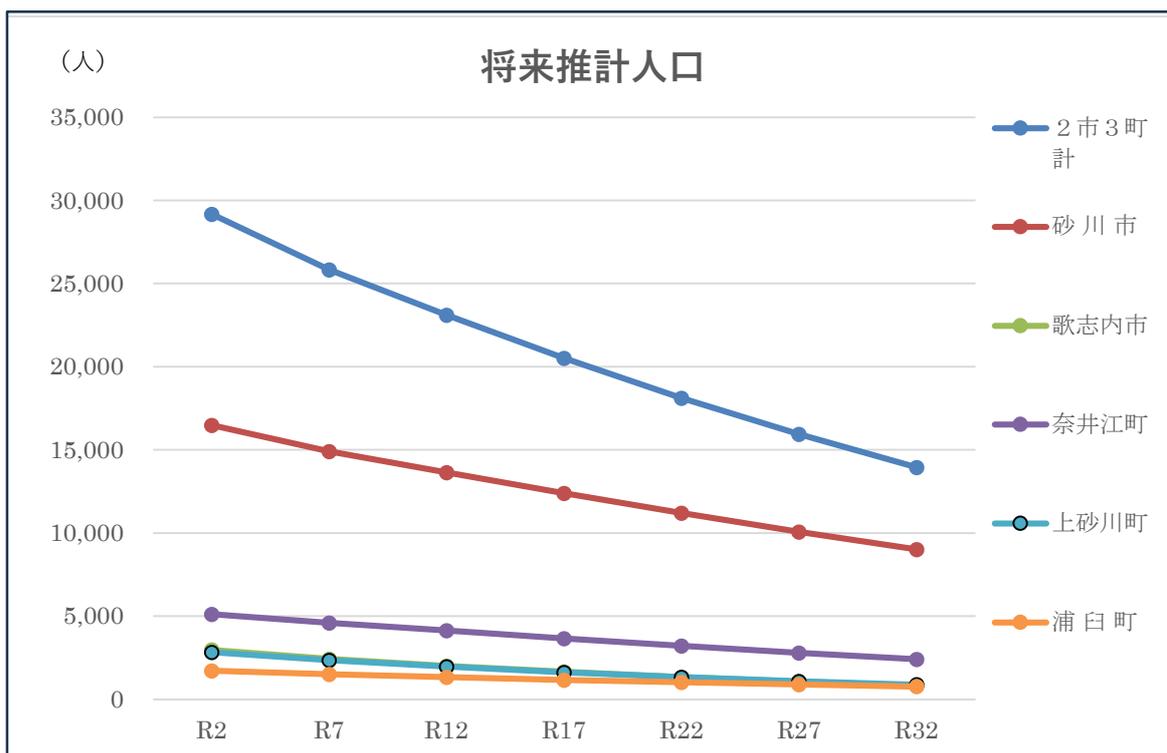
ごみ処理施設（クリーンプラザくるくる）	
完成年度	2003年（平成15年）
位置	砂川市西8条北22丁目127番地6
敷地面積	25,431㎡
建築面積	7,954㎡
建設費	2,510,025千円
構造	鉄骨造（一部2階建）
処理能力	生ごみバイオガス化施設 16t／日
	資源・不燃・粗大ごみリサイクル施設 25t／日
	可燃ごみ運搬中継施設 34t／日
構成市町	砂川市、奈井江町、浦臼町、歌志内市、上砂川町
耐震化の状況	昭和56年の新耐震基準を満たしている。
老朽化の状況	令和7年現在で建設後22年が経過して老朽化が進み、引き続き計画的な改修が必要な状況にある。
備考	機械設備については、計画的に改修し施設の延命化を図っている。

4. 人口の推移

(1) 総人口の推移

組合を構成する2市3町の将来推計人口は次のとおりです。

令和2年と比較して、30年後の令和32年の推計人口は約52.2%減少し、13,953人と推計されます。



● 2市3町の推計人口

(人)

	令和2	令和7	令和12	令和17	令和22	令和27	令和32
	(2020)	(2025)	(2030)	(2035)	(2040)	(2045)	(2050)
砂川市	16,486	14,916	13,634	12,400	11,206	10,080	9,023
歌志内市	2,989	2,443	2,021	1,662	1,343	1,072	838
奈井江町	5,120	4,606	4,133	3,659	3,213	2,798	2,415
上砂川町	2,841	2,352	1,971	1,630	1,333	1,099	895
浦臼町	1,732	1,517	1,340	1,170	1,025	894	782
計	29,168	25,834	23,099	20,521	18,120	15,943	13,953

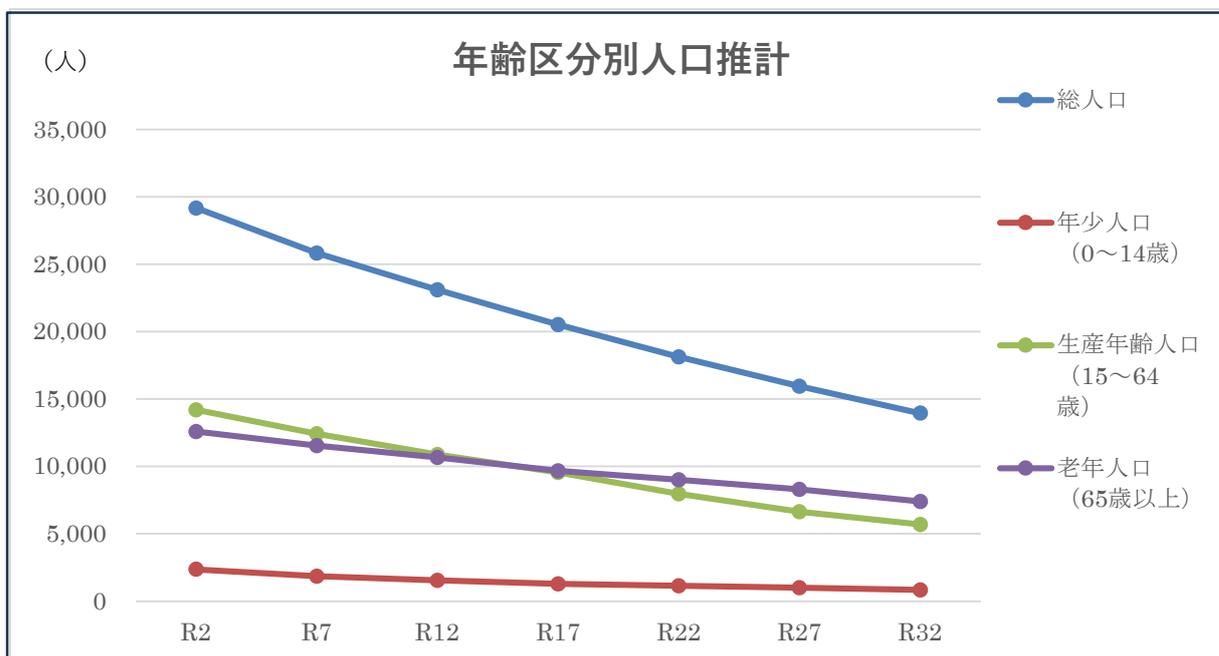
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

(2) 年齢区分別人口の推計

組合構成市町2市3町（砂川市・歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦臼町）の年齢区分別人口の推移は次のとおりです。

生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は令和2年の48.7%から30年後の令和32年には40.9%へ減少すると推計されています。

また、老年人口（65歳以上）の割合は令和2年の43.2%から令和32年には53.1%に増加すると推計され、年少人口（0歳～14歳）の割合は令和2年の8.1%から令和32年には6.0%に減少すると推計されています。



● 2市3町の年齢区分別人口推計

(人)

	令和2 (2020)	令和7 (2025)	令和12 (2030)	令和17 (2035)	令和22 (2040)	令和27 (2045)	令和32 (2050)
0～14歳	2,374	1,854	1,542	1,293	1,147	998	842
15～64歳	14,206	12,428	10,892	9,561	7,962	6,655	5,705
65歳以上	12,588	11,552	10,665	9,667	9,011	8,290	7,406
総人口	29,168	25,834	23,099	20,521	18,120	15,943	13,953
0～14歳比率	8.1%	7.2%	6.7%	6.3%	6.3%	6.3%	6.0%
15～64歳比率	48.7%	48.1%	47.1%	46.6%	44.0%	41.7%	40.9%
65歳以上比率	43.2%	44.7%	46.2%	47.1%	49.7%	52.0%	53.1%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

第3章 公共施設・財源の状況と見通し

1. 公共施設の運用・更新見通し

●公共施設の運用・更新方針

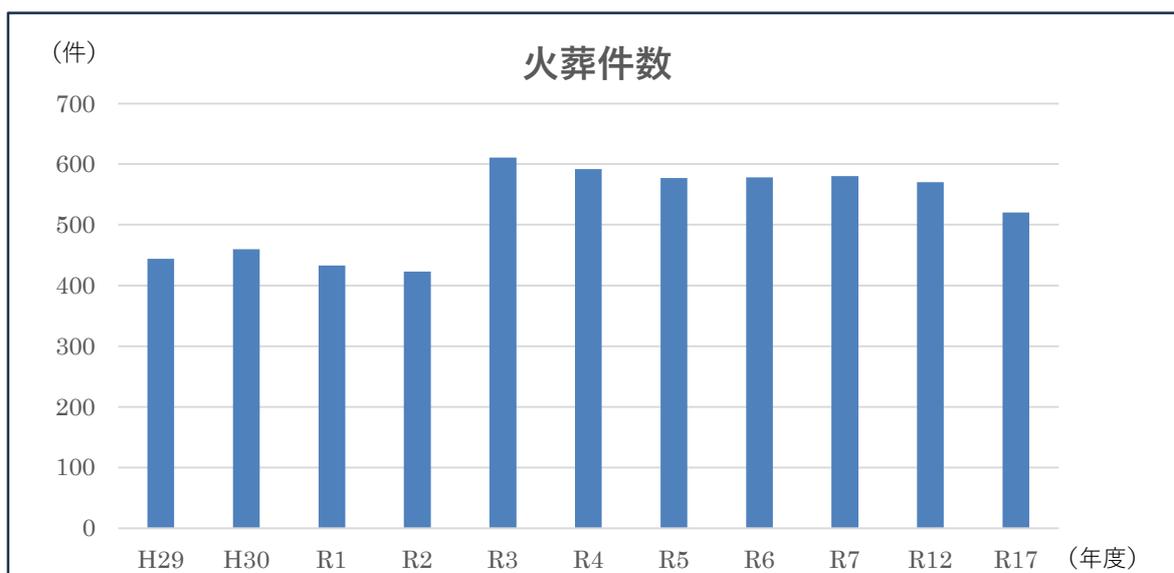
公共施設	施設の名称	現在施設数	計画施設数	現施設		更新施設	備考
				完成年度	計画供用年数	計画更新年度	
火葬場施設	吉野斎苑	1	1	平成7年	50	令和27年	適切な維持管理、補修により長寿命化を図る。
ごみ処理施設	クリーンプラザぐるくる	1	1	平成15年	30	令和15年	適切な維持管理、補修により長寿命化を図り、計画更新年度以降も継続して利用する。

(1) 火葬場施設（吉野斎苑）

ア. 火葬炉利用状況

吉野斎苑での火葬件数は、令和3年度の奈井江町、浦臼町の加入により、611件に達し、その後は約570件～580件で推移しております。

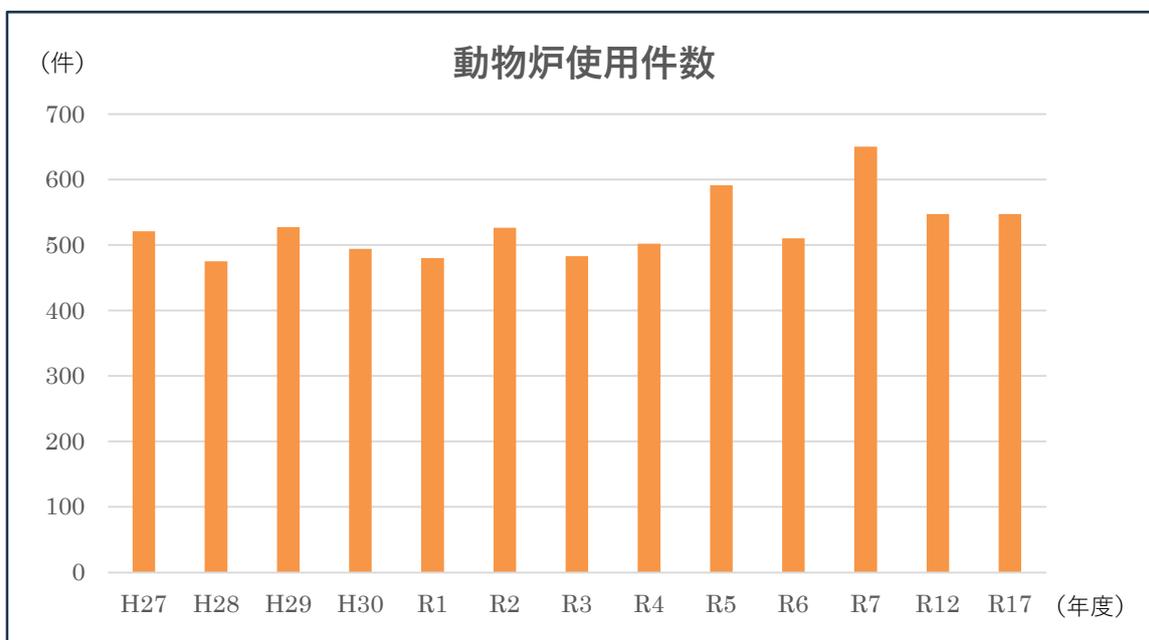
年齢別の人口推計から、この傾向は令和12年度頃まで続く見込みですが、それ以降はゆるやかな減少傾向になると想定されます。



(令和7年度以降は推計)

イ. 動物炉使用状況

動物炉使用件数は、年度間で増減はありますが、年間約500～590件で推移しており、やや増加傾向にあります。



(令和7年度以降は推計)

ウ. 維持管理・修繕・更新等の方針

火葬炉については、消耗・老朽化などの度合いを見ながら、計画的で適切な補修やメンテナンスにより安定的な稼働を確保しております。

建物については、平成7年に建設され令和7年現在で建設から31年経過しております。

この間、維持管理修繕を適宜おこない施設の延命化を図っておりますが、今後長期間にわたって使用するためには更なる長寿命化改善が必要であるため、火葬炉の修繕計画と整合性をとり、可能な限り経費の平準化を図りながら構成市町と協議し計画的に取り組んでまいります。

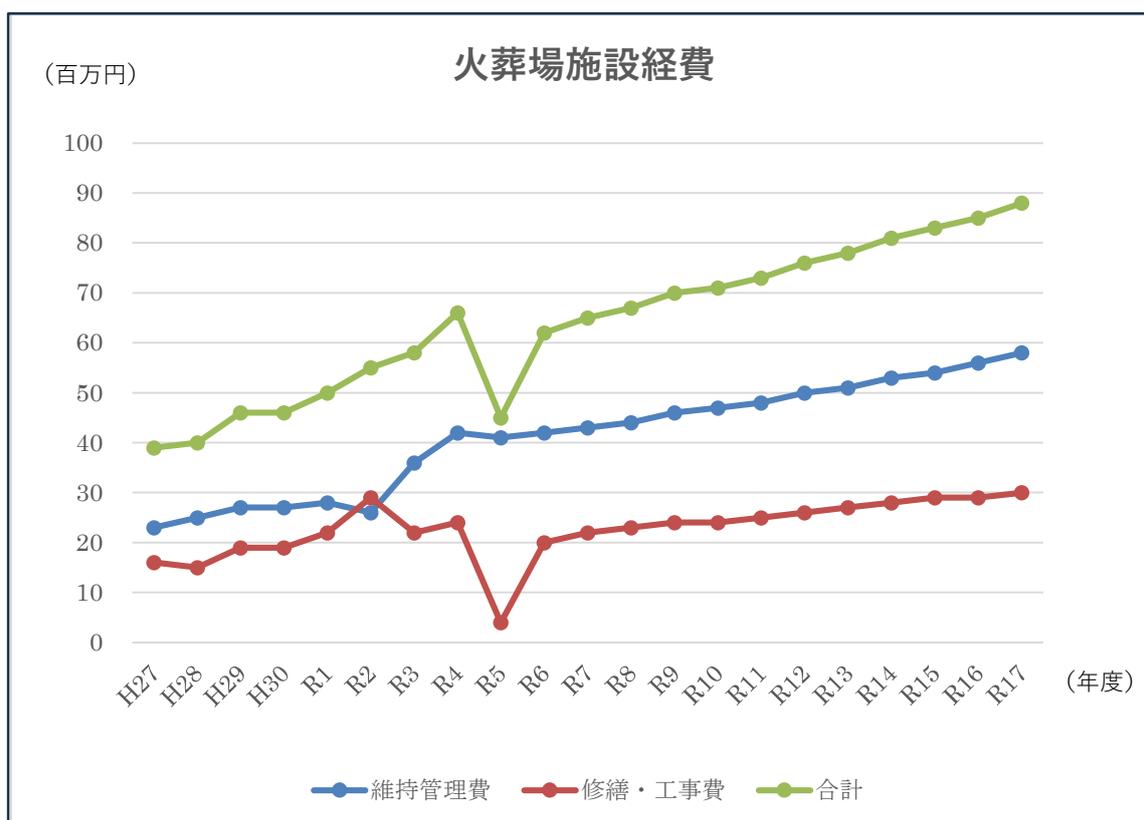
エ. 経費の見込み

令和3年度から令和4年度にかけて維持管理費が年間1千万円程度増加しておりますが、令和3年度の奈井江町、浦臼町の加入により火葬件数が増加し、人件費等の経費が増加したためです。

令和5年度修繕・工事費が減少しているのは、火葬炉の修繕を1号炉から4号炉、動物炉の順番に修繕していますが、年度ごとに修繕箇所が違うため経費が縮減されたものであります。

現状ではコストアップにより年々経費の増加は避けられない状況にあります。

このようなことから、より普段から機械等の点検を徹底し効果的な修繕に努め、人員の適正配置等トータルでの経費の縮減に努める必要があります。



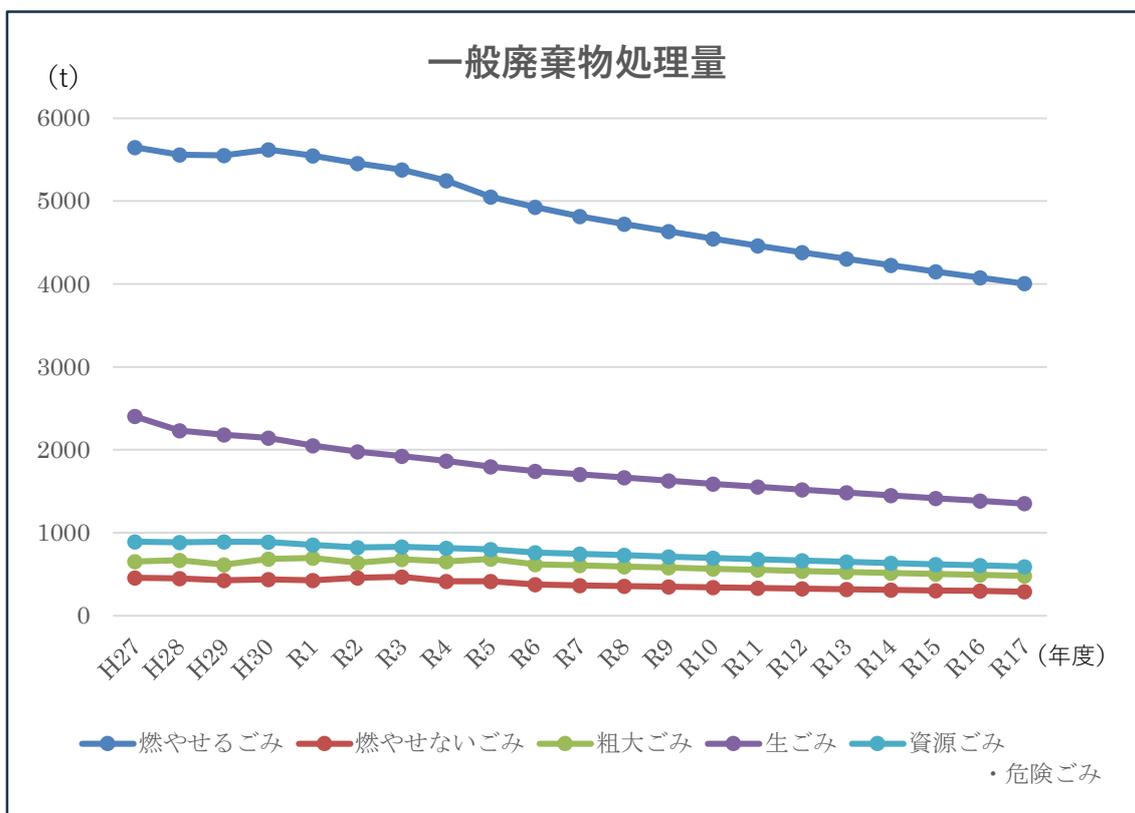
(令和7年度以降は推計)

(2) ごみ処理施設（クリーンプラザくるくる）

ア. 利用状況

平成27年度から令和7年度の10年間、一般廃棄物の総処理量は年々減少傾向にあります。

大きな要因は人口の減少に伴うごみの減少と考えられるため、令和17年度までの今後10年間の推計においてもゆるやかに減少し、一般廃棄物の総処理量は20%程度減少すると想定されます。



(令和7年度以降は推計)

イ. 維持管理・修繕・更新等の方針

機械設備については、安定的な稼働を確保するため、日々適切なメンテナンスを行っています。

点検補修計画に基づき計画的な補修を行っており、平成29年度から令和元年度までの3カ年で長寿命化改善を実施し、施設の延命化を図っているところです。

また、令和8年度から令和9年度の2カ年で、メタン発酵処理施設（生ゴミ処理）のマイクロガスタービン発電機及び生ゴミ粉碎分別機の設備更新工事を実施します。

この高効率なバイオガス熱利用設備の更新により、エネルギー変換効率を高め、建物運用における温室効果ガス排出量のさらなる削減とカーボンニュートラルの加速を実現してまいります。

ごみ処理施設全体の長寿命化を図るためには建物と機械設備の長寿命化の整合性が不可欠であり、本計画期間内では効率的な改修を行い、適切な維持管理に努めます。

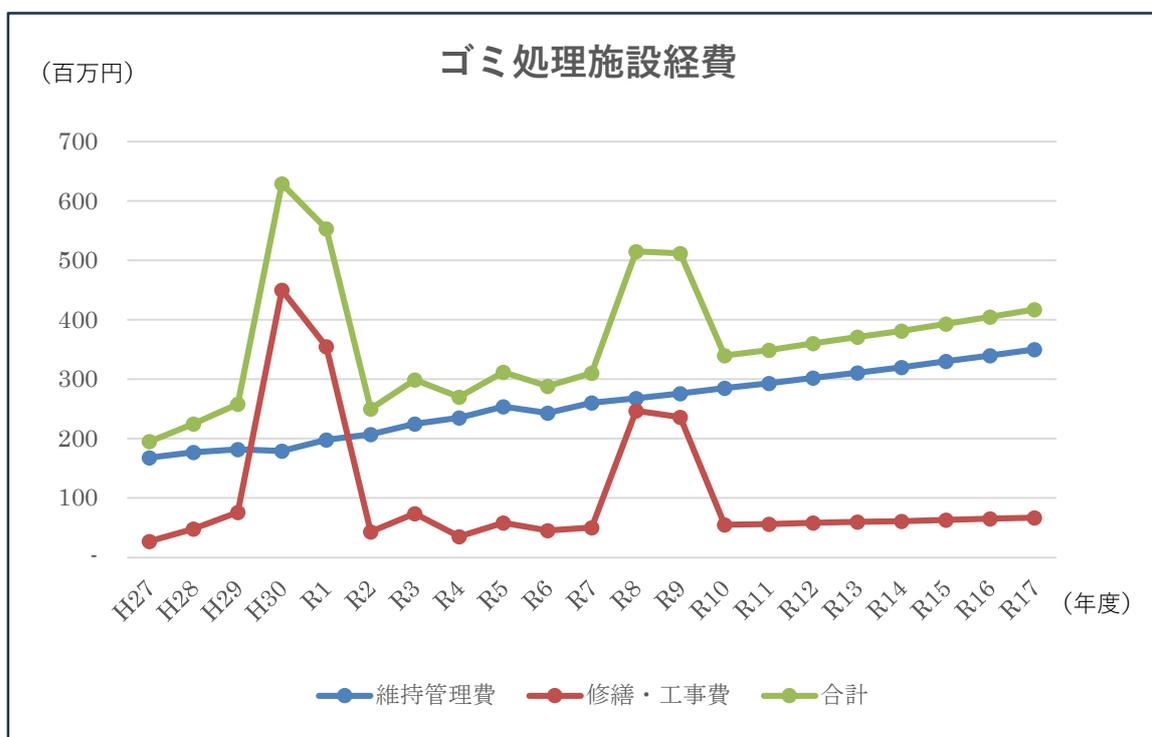
なお、大規模改修が必要な場合は構成市町との協議の上、可能な限り経費の平準化を図りながら計画的に実施してまいります。

ウ. 経費の見込み

平成29年度から令和元年度まで長寿命化改善工事を実施したため、一時的に経費が増加しておりますが、令和2年度以降、維持管理費と修繕・工事費を合わせた施設経費は年間約2億5千万円から3億1千万円の間を推移しております。

今後10年間の経費見込みであります。長寿命化改善等大規模な改修が計画されると一時的に経費は膨らみますが、それを考慮せずともコストアップにより現状では経費増は避けられず、約3億5千万円から約4億円の間を推移すると見込まれます。

このようなことから、より普段から機械等の点検を徹底し効果的な修繕に努め、人員の適正配置などトータルでの経費の縮減に努める必要があります。

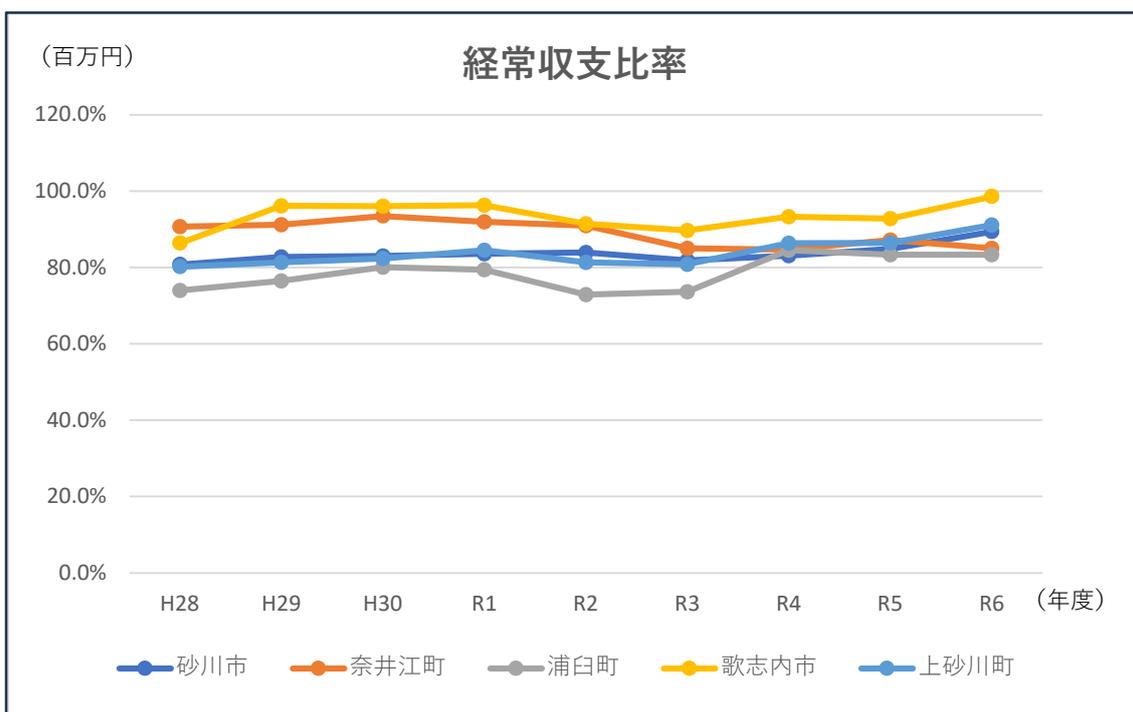


(令和7年度以降は推計)

2. 財源の状況と見通し

(1) 構成市町の財政状況

組合構成市町2市3町（砂川市・奈井江町・浦臼町・歌志内市・上砂川町）の経常収支比率は、2市3町とも平成28年度以降約80%～約95%の高率で推移しており、財政状況が硬直化傾向にあります。社会保障費等固定経費（義務的経費）の増加が今後も見込まれるため、この傾向は今後も続くと想定されます。



※経常収支比率：経常的な収入に対する、人件費や公債費等の固定的な支出（義務的経費）の割合

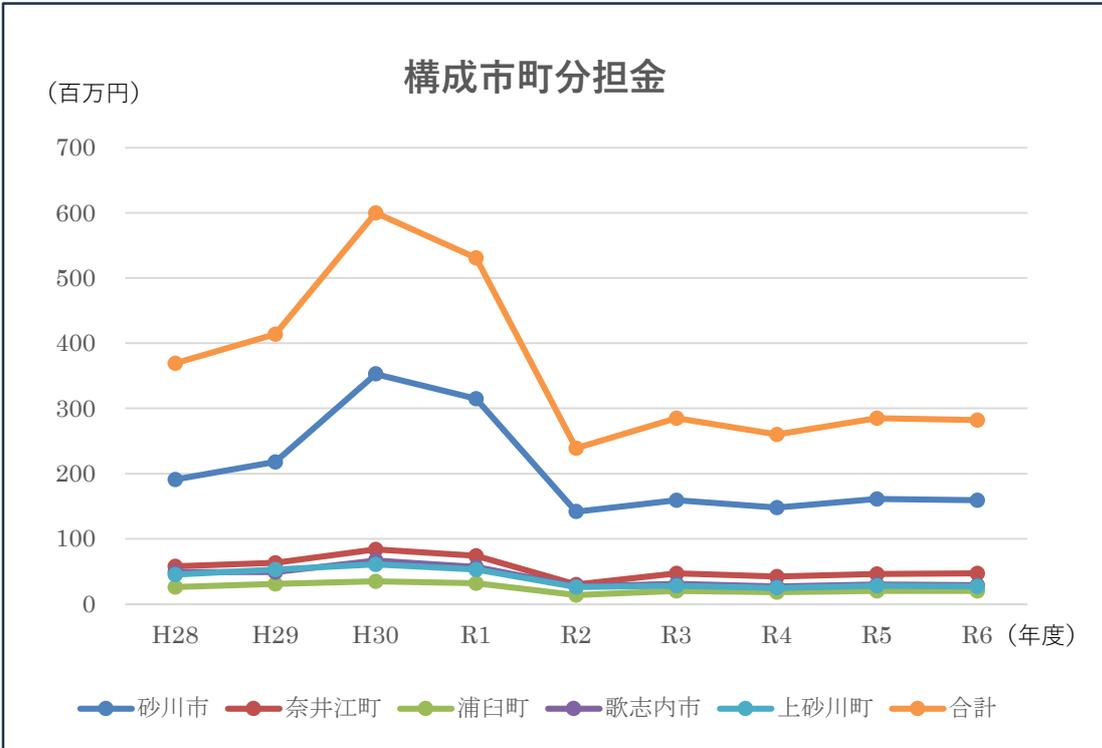
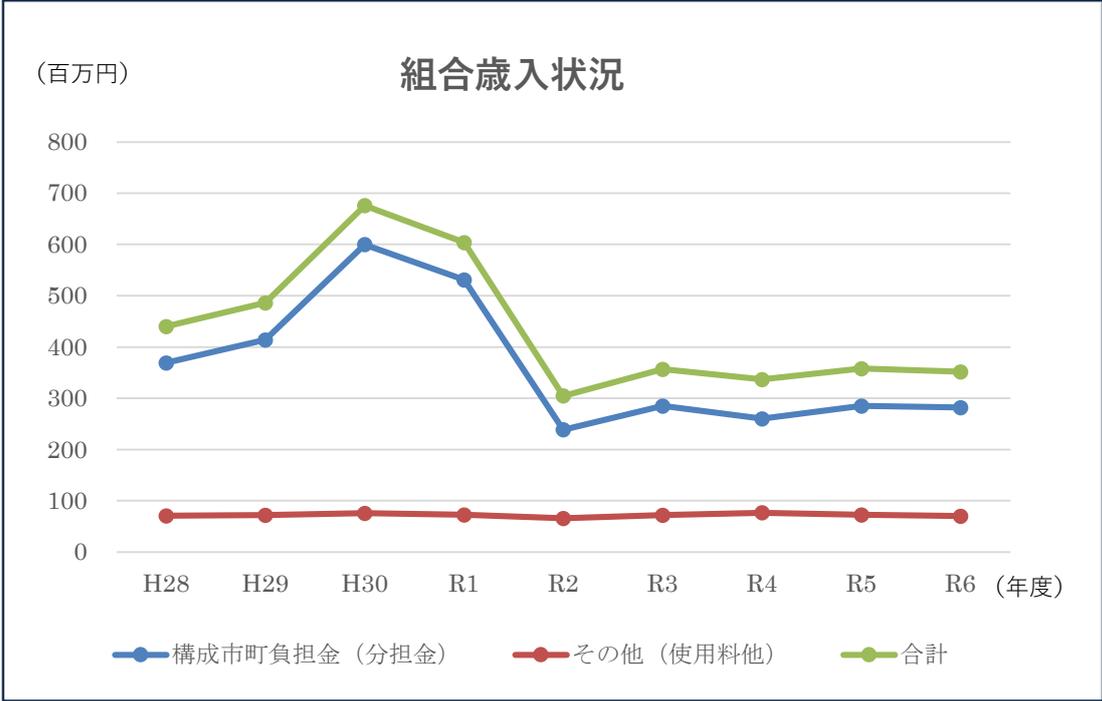
(2) 歳入の状況

平成29年度から令和元年度までの3ヵ年でごみ処理施設（クリーンプラザくるくる）の長寿命化改善工事を実施しましたが、分担金額に応じて構成市町それぞれが起債の借上げを行っております。

そのようなことから長寿命化改善工事の経費負担を構成市町の分担金に上乗せしたため一時的な分担金の増加により歳入が増加しておりますが、令和2年度以降は3億円から3億6千万円の間で推移しております。

歳入の内訳は、組合構成市町からの分担金が全体の約80%を占めています。残り約20%が、火葬場使用料・ごみ処理手数料などです。

分担金の構成市町別割合は令和6年度実績によれば、砂川市56.5%、奈井江町16.5%、浦臼町7.0%、歌志内市10.4%、上砂川町9.6%となっています。

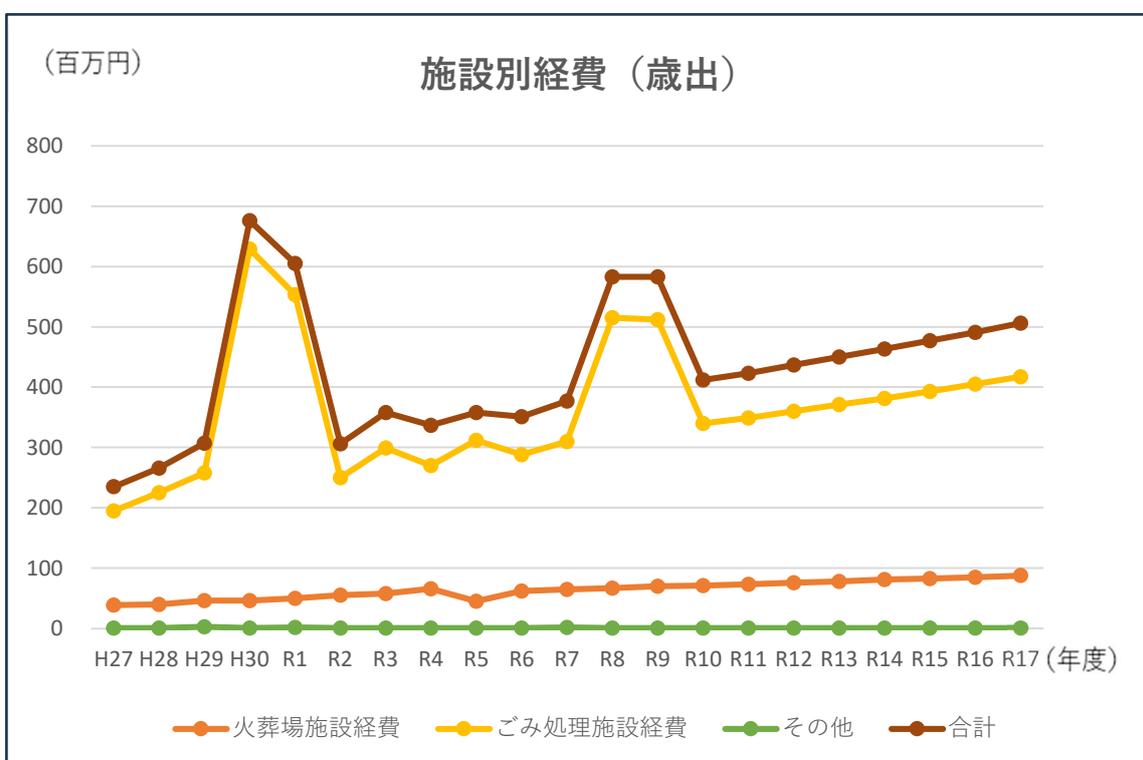


(3) 歳出の状況及び見通し

歳出全体では、平成29年度から令和元年度が突出しており、令和8年度から令和9年度も同様に経費の増が見込まれますが、これは歳出の約85%を占めるごみ処理施設の経費の増が影響しております。この期間は長寿命化改善工事の実施若しくは予定しており、歳出が大きく膨らむ要因となっております。

火葬場施設経費、ごみ処理施設経費とも今後のコストアップを見込むと右肩上がりで歳出が増えることが予想されます。

効率的な施設運営に努め、可能な限りの歳出増加を抑えることが今後益々必要となります。



(令和7年度以降は推計)

● 公共施設別年間平均経費・構成費（平成27～令和17年度の平均）

公共施設	施設名	年間平均経費 (百万円)	構成比 (%)	備考
火葬場施設	吉野斎苑	64	15.0	
ごみ処理施設	クリーンプラザくるくる	363	84.8	
その他の経費		1	0.2	
合計		428	100.0	

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的管理の基本的な考え方

1. 取組体制

組合が管理する公共施設の維持管理と整備を適切に行うために、組合事務局から構成市町に対して常に情報提供するとともに、課題解決など処理が必要な事項については、連絡会議等により情報共有しながら方針を決定します。

具体的には、構成市町(2市3町)の組合担当課長・係長による「構成市町担当課長等会議」を必要に応じて開催し、管理運営に関する現況の情報共有並びに整備方針等に係る検討を行います。

また、重要案件については「構成市町副市町長・主管課長会議」を開催し対応策を決定するとともに、組合議会にも説明して情報共有を図ります。

2. 公共施設の現状と課題

(1) 火葬場施設(吉野斎苑)

令和7年現在、建設から30年経過しており、老朽化が進んでいます。

施設の経年劣化に伴い、待合室が和室のみであることや、照明器具の一部に蛍光管・水銀灯を使用していることなど、ユニバーサルデザイン及び省エネルギーへの対応が不十分な点が課題となっています。

(2) ごみ処理施設(クリーンプラザくるくる)

令和7年現在、建設から22年経過しており、設備の老朽化が進み、機器の更新が必要となっています。

また、ごみ量の減少により設備の稼働率が低下しつつあることに加え、施設の長寿命化が課題となっています。

3. 具体的な取り組み

(1) 点検・診断等の実施

毎日の機器運転・維持管理の中で常に機械設備の状態を把握し、早期に点検・診断を行い安定稼働のための対策を検討します。

(2) 安全確保の実施

設備・機器類の日常的な点検確認と適切な維持管理により、施設の安全で安定的な稼働を確保します。

また、毎週定例で維持管理委託業者と機器の稼働等に関する情報共有を図ります。緊急事案が発生した場合の連絡網を形成しており、速やかな安全確保に努めます。

(3) 維持管理・修繕・更新等

機器の安定稼働を図るため、点検・診断データを基に早期に維持補修計画を立て、予防保全の観点から、機器の点検整備・更新等を実施しております。

また、維持補修計画は、故障・不具合の原因を分析し、単に補修し原状復旧させるのではなく、再発防止、延命化のための対策も考慮した計画とすることにより、トータルコストの低減と長寿命化を図ります。

(4) 長寿命化の実施

既存の施設については、施設の延命化を念頭に適切な維持管理を行い、かつ予防保全を取り入れて安定的な稼働と長寿命化を図ります。

建物と機械設備の長寿命化の整合性を図り、施設全体の延命化を、無理・無駄なく行うため通常の保守点検、予防的修繕も重視してまいります。

(5) 官民の連携

民間のノウハウと活力を生かし、公共施設の効率的な運営管理とサービスの向上に努めます。

(6) 統合や廃止の推進

組合が所管する公共機能は、火葬場施設及びごみ処理施設ですが、将来、広域的な観点から共同利用区域の見直し等が生じる場合は、施設の統合や廃止も視野に入れ、施設の配置・規模等を一体的に検討します。

(7) 広域的な連携

組合が所管する公共施設は、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町及び浦臼町の2市3町により共同利用していますが、人口減少や少子高齢化、施設の老朽化など地域を取り巻く状況は大きく変化しています。

効率的なサービス提供を維持していくため、必要に応じて現在の共同利用の枠組みを超えた周辺地域との連携も検討します。

また、施設の障害時や災害時などには、周辺自治体等との相互協力体制を構築します。

4. 推進体制の整備

(1) 推進体制の構築

ア. 推進体制

組合事務局が、公共施設の総合的かつ計画的な管理を実現するための推進主体となります。

構成市町との連携を密にし、情報共有を図りながら常に広域的な観点で施設の維持管理と整備を推進します。

イ. 情報収集と改善

各施設の運営状況や不具合発生状況などを常に把握し、迅速に修繕等の対応を行います。

また、維持管理・修繕・改修に際しては、不具合の原因を分析し、単なる復旧に留まらず、保全補修や再発防止策、改良補修などを念頭に置いた総合的な観点から長寿命化に取り組みます。

あわせて、新技術を取り入れ維持管理に生かすため、常に必要な情報の収集に努めます。

ウ. 情報公開と公聴

ホームページ等により施設に関する情報を公開し、広く住民の意見を聴きながら利用しやすい施設となるよう改善に努めます。

5. フォローアップの方針

本計画の内容については、施設の老朽化や、構成市町及びその周辺地域を取り巻く環境変化などに即して随時見直しを行います。

計画の変更にあっては、構成市町との連絡会議で十分に協議・精査することとします。

また、組合議会や住民に対して随時情報提供を行い、現状と課題に関する認識の共有化を図ります。

6. 施設ごとの基本方針

(1) 火葬場施設

火葬場施設の方針	
公共機能	火葬
行政サービスの必要性	全国の火葬施設の大部分は地方公共団体が設置・運営しており、持続性等の確保のために、組合が設置運営する。
目標施設数	1箇所
施設名	吉野斎苑
管理の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理と適時の改修により、トータルコストの縮減を図る。 ・管理運営は経験豊かな民間企業に委託。官民連携のもとに適切な管理とサービス向上に努める。 ・経年のコストアップに対応するため、適正な人員配置、燃料費等の効果的使用により常時経費の縮減に努める。 ・将来的には、周辺市町と協議し広域利用について検討する。

(2) ごみ処理施設

ごみ処理施設の方針	
公共機能	一般廃棄物の中間処理(メタン発酵・中継・リサイクル)
行政サービスの必要性	一般廃棄物の処理は地方公共団体の責務であり、持続性確保のために組合が設置運営する。
目標施設数	1箇所
施設名	クリーンプラザくるくる
管理の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理と適時の改修により、トータルコストの縮減を図る。 ・管理運営は経験豊かな民間企業に委託。官民連携のもとに適切な管理とサービス向上に努める。 ・経年のコストアップに対応するため、適正な人員配置、燃料費等の効果的使用により常時経費の縮減に努める。 ・将来的には、周辺市町と協議し広域利用・処理方法・施設規模等について検討する。

【砂川地区保健衛生組合沿革】

- 昭和 43 年 10 月 22 日 砂川市と奈井江町により砂川地区伝染病隔離病舎組合を設立
- 昭和 47 年 4 月 1 日 砂川地区保健衛生組合に改称。取扱事務は隔離病舎事務及びし尿処理事業（構成は砂川市、奈井江町、浦臼町）
- 昭和 55 年 4 月 1 日 隔離病舎事務に歌志内市と上砂川町が加わる（構成は砂川市、奈井江町、浦臼町、歌志内市、上砂川町）
- 昭和 63 年 4 月 1 日 し尿処理事業に上砂川町が加わる（構成は砂川市、奈井江町、浦臼町、上砂川町）
- 平成 5 年 7 月 21 日 火葬場建設に伴い共同事務（火葬場施設に関する事務）を加える（構成は砂川市、歌志内市、上砂川町）
- 平成 11 年 4 月 1 日 伝染病予防法の廃止に伴い隔離病舎事務を廃止
- 平成 13 年 10 月 10 日 ごみ処理施設建設に伴い共同事務を加える（構成は砂川市、奈井江町、浦臼町、歌志内市、上砂川町）
- 令和 3 年 4 月 1 日 火葬場施設に関する事務に奈井江町と浦臼町が加わる（構成は砂川市、奈井江町、浦臼町、歌志内市、上砂川町）

砂川地区保健衛生組合

〒073-0168 北海道砂川市西 8 条北 22 丁目 127 番地 6

TEL 0125-53-5353 FAX 0125-53-5354

E-mail : cleanplaza@io.ocn.ne.jp